学校法人桐朋学園役員及び評議員の報酬等支給規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人桐朋学園寄附行為第55条第１項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、この法人における勤務が常態である者をいう。

（３）非常勤役員とは、前号に規定する常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、報酬及び賞与・年度末手当のほか、役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（役員の報酬等）

第３条　次の各号に掲げる常勤役員の報酬額は、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

（１）理事長　　年俸　15,000,000円

（２）理事（学長・校長）　月額　179,000円

（３）理事　　月額　138,000円

２　次の各号に掲げる非常勤役員の報酬額は、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

（１）理事　　月額　91,000円

（２）監事　　月額　91,000円

３　理事長には、通勤手当を支給する。

４　第１項第２号、同項第３号及び第２項各号に規定する報酬は、交通費を含むものとする。

（賞与・年度末手当）

第４条　理事長を除く役員の賞与・年度末手当は、第３条に規定する各号の報酬月額に次の各号の支給率を乗じて得た額とする。

（１）夏季賞与　　2.5

（２）冬季賞与　　2.5

（３）年度末手当　　1.0

（評議員の報酬等）

第５条　評議員の報酬は日額とし、評議員会出席１日につき15,000円とする。

２　前項の報酬は、交通費を含むものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　役員の報酬の支給日は、毎月15日とし、評議員の報酬の支給日は、評議員会開催月の翌月の15日とする。ただし、その日が土日、祝祭日に当たるときは、その前日とする。

２　理事長については、第３条第１項第１号に規定する年俸額を18で除した額を、月１回、前項に規定する支給日に支給する。ただし、算定に際し千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

３　前項に規定する端数処理の結果、年間の支給総額と年俸額との間に生じた差異については、年度初月に調整して支給する。

４　賞与・年度末手当の支給日は、夏季賞与は６月15日、冬季賞与は12月15日、年度末手当は３月15日とし、それぞれの月に支給する報酬と合算して支給する。ただし、理事長については、年俸額を18で除した額を第４条の規定に従い、支給する。

５　月の中途において就任、退任、辞任した場合又は解任された場合は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。この場合において、日割り計算で生じた千円未満の端数は、これを切り捨てる。
６　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（費用）
第７条　役員等が職務の執行のため出張した場合には、当該役員等に対し、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
２　役員等が職務の執行に当たって前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
３　理事会、評議員会等法人の主催する会議の招集に応じるため、遠隔地から出席する役員等については、第３条第３項、同条第４項及び第５条第２項の規定にかかわらず、第１項の規定を適用する。ただし、日当は支給しない。

（退職金）
第８条　役員等には、退職金を支給しない。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附　則
１　令和２年２月28日制定。
２　この規程は、その制定の日から施行する。
３　この規程の施行の日をもって、学校法人桐朋学園役員及び本部員の報酬等支給規程及び学校法人桐朋学園役員及び本部員の報酬等支給について（内規）は廃止する。
４　この規程は、令和７年４月１日から改正施行する。
５　この規程の改正施行の日をもって、学校法人桐朋学園評議員交通費支給規程は廃止する。